

私は、選挙において買収などという卑劣な行為に及んだことは、断じてありません。

その私に対して検察当局は、「平成21年2月16日と3月17日頃の二度に亘り、二階堂甚一さんに現金を渡して、投票を頼んだり票の取りまとめを依頼したりした」との筋書きをでっちあげて、私を逮捕し、起訴しました。

私が、二階堂さんに車の運転と各集落内の道案内を依頼し、その労務の対価を支払ったのは事実です。しかし、これは買収には当たりません。繰り返しますが、投票を依頼したり票の取りまとめを依頼したりしたことは、一度たりともありません。

しかも、運転と道案内を初めて依頼したのは、検察の筋書きに描かれた2月16日ではなく、1月のことです。

私と二階堂さんとの間でアルバイトの合意が1月であることを示す証拠と証言は、いくつも本法廷に出してあります。

次に述べる事実も、その一つです。私は本法廷でこう供述しました。

それは間違いなく1月のことなのですが、二階堂さんは私を道案内していた時に、「今朝、ポストに入っていたよ」と言って、津谷永光さんの顔写真と「座右の銘」の書かれたチラシを私にくれました。

ところが検察側は、前回の公判で、突如「弾劾証拠」と称して、津谷永光後援会の三澤敏行幹事長を証人申請しました。

証言台の三澤証人は、「座右の銘」の書かれたチラシは同年3月10日以降に事務所にある輪転機で刷ったものであり、これ以前には存在するはずがないと証言しました。検察側は、津谷事務所に「3月10日最終校正」と記されたCD-Rが存在し、保管されているという「捜査報告書」を基に証拠請求までしたのです。

アルバイトの開始は1月だとする私の証言は嘘だと、この証拠で、決めつけられたのでしょ。

しかし私の弁護団は、全く別物のチラシが以前から出回っていた証拠を、三澤証人に突き付けました。三澤氏本人もこの事実を渋々認めました。

さらに三澤証言の後で、小塚政悦郎証人が、似てはいるけれど細部に違いのあるチラシが、1月に旧鷹巣町で配られており、自宅の郵便箱に入っていたことを証言し、その現物を証拠として提出しました。

以上の事実から、弾劾証拠なるものは真っ赤なウソであることが、証明されました。このような偽りの証言をした人物、偽りの証言を利用した検察こそ、

厳しく弾劾されるべきでしょう。

もうひとつ、検察側の筋書きが強引に作成されたことを伺わせる事実を述べます。

私の自宅には、固定電話が二回線あります。一回線は二階の私の書斎にあり、もう一回線は一階の台所にあります。私自身は、書斎の固定電話を主に使用します。ところが検察側は、台所の固定電話の1月分の通話記録を証拠として提出しました。私の行動が分かる書斎の固定電話の通話記録は、1月、2月分が無く、3月以降の分しか証拠として提出されませんでした。

更に、私の1月分の携帯電話の通話記録と、二階堂さんの1月分の携帯電話の通話記録が証拠として提出されませんでした。

何故、1月分の台所の固定電話の記録のみが提出され、その他の1月や2月分の通話記録が提出されなかったのでしょうか。検察側は、台所の固定電話以外の通話記録請求が遅れたことを理由にしています。

でも、私と二階堂さんとの間で、1月中にアルバイトの件で合意がなされていたということが通話記録から裏付けられれば、検察の描くストーリーは成立しません。1月の通話記録は、警察や検察にとって邪魔だったのでしょう。

最後に、二階堂さんのことを述べます。

二階堂さんは、当初、何故、検察側の筋書きを認めたのでしょうか。

二階堂さんは本公判廷に証人として出廷し、「取り調べの際に、時間、場所などについては全く自信が無く、分からない、と何度も何度も述べたけれど、全く聞き入れてもらえなかった」と証言しました。

「最後は何を言っても聞いてもらえず、諦めてしまった」とも証言しました。この法廷において、ご本人は、「今の供述が、私の本当の気持ちです」と語っています。

何故、二階堂さんはあきらめてしまったのでしょうか。

それは、二階堂さんが抱えていた状況を考えれば理解できます。彼は、逮捕される前、約1ヶ月の間、殆ど休むことなく取り調べられました。最初は、朝8時過ぎから夜の8時頃までの取り調べでした。

当時、二階堂さんの身边は悲惨そのものでした。それまで勤務していた第三セクターは解散し、失職しました。妻との離婚もありました。同居している息子さんは精神的な病気を抱え、病院に入院したり通院したりしていました。自己破産もしました。家も失いかけていました。こんな四重苦、五重苦を抱えた

人間が、連日に亘る苛酷な取り調べを受けたのです。

逮捕された後も 20 日以上、連日の取り調べを受け、それで最後には諦めて、
検察の筋書きに従った「供述調書」なるものに署名をしてしまいました。

以上、ずさんな捜査や取り調べやウソの証拠をうかがわせる一端を、述べました。

私は、人に後ろ指をさされるようなことをした覚えは、全くありません。

裁判官には、公正な判決をお願いいたします。